

令和4年稲敷市農業委員会第5回総会

[5月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について
日程 7 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	18番	川島昇君
7番	吉田武君	19番	根本脩君
8番	内田和新君		

9番 宮本信夫君
10番 黒田和夫君

欠席委員

17番 篠崎文夫君

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年5月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は17番篠崎文夫委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員7名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。なお、本日の総会には、傍聴人の方が入室されております。傍聴人の方は、静粛な傍聴にご協力をお願いいたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は13番山口和彦委員、14番篠崎惣壽委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたし

ます。事務局より報告をお願いをいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書1ページから3ページまでの5件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

議案書4ページになります。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」報告いたします。1件で、下太田字諏訪原、畑1筆、4,032㎡について、譲り受け人が、地上権の設定により太陽光発電施設として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いをいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

議案書5ページ・6ページになります。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

5ページの受理番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。6ページの受理番号4番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いをいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 7ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転件2件でございます。

受理番号1番 阿波字西久保、他1地区、畑3筆、2, 224㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号2番 大島字中蒲、田5筆、9, 179㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。なお、取手市発行の耕作証明書が添付されており、受人が法人として26アールの農業経営をしていることを確認しております。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。受理番号1番について、報告いたします。

5月4日に田仲推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積847アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、わたくし根本より報告いたします。

5月6日に平山推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を耕作するという考え方の中での今回の農地取得であります。受人の農業生産法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター4台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。経営面積119アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 8ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」でございます。

受理番号1番 犬塚字荒野原、畑2筆、1,984.61㎡についてですが、平成31年3月総会で許可をし、事業期間を延長承認いたしました事業の再度の期間延長に伴う事業計画変更でございます。建設資材展示場の造成工事を行うため、一時的に工事車両進入路として農地を一時転用しておりましたが、期間を延長するものでございます。茨城県に県の埋立て等変更許可申請を提出しており、県に確認したところ現在審査中とのことであります。別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を横田委員よりお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。受理番号1番について、去る6日古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、展示場整備のための進入路として一時的に利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を採決いたします。本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり承認することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 松山宇香取台、他1地区、畑2筆、1,831㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

受理番号2番 椎塚字原畑、畑3筆、1,224㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

受理番号3番 江戸崎字狸崎、畑1筆、1,715㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、305ワットパネル360枚設置。なお、受理番号1番から3番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号4番 上須田字上須田、田1筆、1,286㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区除外済で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、隣地においてリサイクル業を営んでおりますが、受注増加により、駐車場及び資材置場用地として拡張したく、申請に及んだものでございます。事業計画は、従業員通勤車両10台と受入資材の一時保管場所として利用する計画です。なお、申請地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条の5、既存施設の拡張、「拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当します。以上、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号1番について、去る6日、村山委員、清原利夫推進委員、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号2番について、去る6日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号3番について、去る6日、清原利夫推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、わたくし根本より報告いたします。

受理番号4番について、去る6日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場及び資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり承認することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 10ページをお開き願います。

登記地目変更のための非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番 小野字新町、畑1筆、835㎡についてですが、平成6年以前より境内地として利用されており、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号2番 中山字中山、田1筆、540㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号3番 佐倉字佐倉原、畑1筆、113㎡についてですが、20年以前より雑種地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号1番について、去る6日、遠藤委員と推進委員の松田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から、境内地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。受理番号2番について、去る6日、川島委員と推進委員の海老原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号3番について、横田委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から雑種地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 11ページをお開き願います。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、6件、14筆、32,660㎡、再設定が、4件、11筆、24,354㎡の利用権設定でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号3番につきまして、登記地目が畑ですが、現況は田です。新規設定、再設定いずれも、「農用地のすべての効率利用」、「農作業常時従事」等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 13ページをお開き願います。

議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。

今回は、15件、129筆、224,819.84㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。なお、受理番号6、7については筆数が多いため、システムの都合上分けてあり、議案第7号とも件数が違いますのでご了承願います。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 19ページをお開き願います。

議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分が16件、129筆、224,819.84㎡、再配分が2件、2筆、2,631㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

午後2時35分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

13番委員 山 口 和 彦

14番委員 篠 崎 惣 壽